

介護(予防)サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するには、「要介護認定」を受けることが必要です。介護が必要になったら、まず要介護認定の申請をしましょう。

①申請……まずは申請します

福祉課の窓口で申請することができます。申請は、本人に代わり家族や居宅介護支援事業者などが代理申請することもできます。

●必要な書類

- ◎要介護・要支援認定申請書（福祉課の窓口にあります）
- ◎介護保険被保険者証
（薄橙色の保険者証で65歳以上の方にお送りしています）
- ◎加入している医療保険の被保険者証
（65歳未満の方が申請する場合のみ必要です）



②調査……心身の状況を調査します

調査員と主治医がそれぞれ心身の状況を調査し、書類を作成します。

- 訪問調査…調査員（町の職員等）が自宅を訪問し、本人や家族に聞き取り調査を行います。
- 主治医の意見書…町の依頼を受け、主治医が心身の状況についての意見書を作成します。

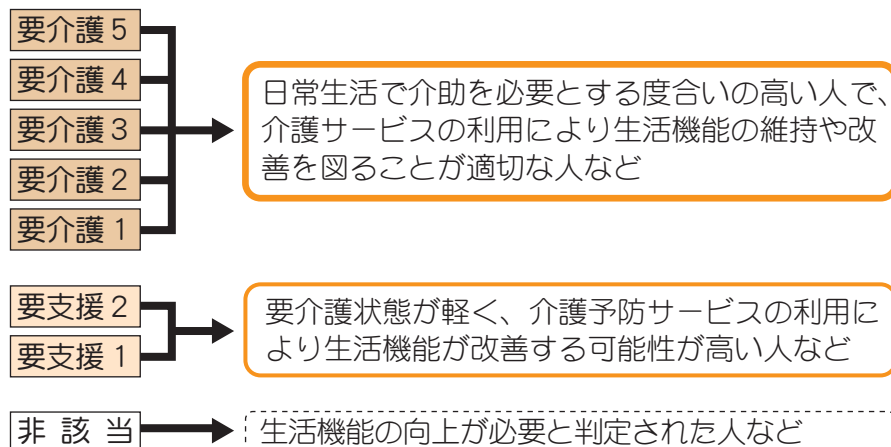
③審査・判定……どれくらいの介護が必要な状態か審査・判定します

上記②の調査で作成した書類をもとに、2段階の審査を行い要介護状態区分を判定します。

- 一次判定…国が示した基準にのっとり、コンピューターによる判定を行います。
- 二次判定…保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会において一次判定の修正・確定を行い、要介護状態区分や認定有効期間を判定します。

④認定……要介護状態区分を町が認定します

上記③の介護認定審査会での判定をもとに、町が要介護状態区分を認定します。結果は、認定結果通知書と介護保険被保険者証を郵送しお知らせします。



●申請・お問い合わせ先……福祉課総合福祉担当 ☎62-3436